

下 総 第 7 1 0 号
令和7年(2025年)5月30日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年(2023年)11月30日付け監査報告第21号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

なお、都市整備部公園緑地課及び豊北総合支所建設農林水産課につきましては、令和6年(2024年)3月26日付け下総第343号にて通知済みであることを申し添えます。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 観光スポーツ文化部観光施設課 〕

下関市火の山ユースホステルについて

[指摘事項]

- (1) 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第2項に規定する違約金の取扱いについて、以下の事項が見受けられた。施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 違約金の額について、施行規則第14条第1項に規定されている市長の承認を得ていなかった。

イ 違約金の内容について、下関市火の山ユースホステルのホームページにおいて周知しているが、使用の申込みの取消しの連絡が、利用日の3日前（団体の場合は30日前）であっても、違約金が発生する内容となっており、施行規則の規定と不整合となっていた。

(改善措置状況)

ア 指定管理者より令和5年12月1日付けにて承認申請を受領し、承認しました。

イ 上記申請と合わせ、施行規則の規定との間で不整合となっていた下関市火の山ユースホステルのホームページの内容を指定管理者において修正し、当課にて修正内容を確認しました。

なお、当該施行規則については、日本ユースホステル協会宿泊約款に定められた日に合わせるため、違約金発生日を利用日の3日前（団体の場合は30日前）とする改正を行いました（令和6年4月1日施行）。

[指摘事項]

- (2) 研修・会議室の使用料について、午前6時から午前8時の間に使用許可をしているものがあつたが、下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例（以下「管理条例」という。）別表2 研修・会議室使用料及び食堂使用料（1時間につき）の表備考に規定されている時間帯に該当しないにもかかわらず、宿泊者が研修・会議室を使用する場合は使用料を半額としていた。管理条例に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

宿泊者又は使用者のうち、宿泊者が半数を超える団体が研修・会議室及び食堂を使用する際の使用料について、宿泊施設を使用することができる時間（午後4時から翌日午前10時まで）は表に定める額の半額とする条例改正を行いました（令和6年7月1日施行）。

以上